

議案第7号

附属機関の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に  
ついて

附属機関の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

平成25年2月25日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する執行機関の附属機関について見直し等を図ることに伴い、関係条例の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

附属機関の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市表彰条例の一部改正)

第1条 羽曳野市表彰条例(昭和59年羽曳野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「表彰審査委員会」を「羽曳野市表彰審査委員会(以下「委員会」という。)」に改める。

第13条を第14条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(表彰審査委員会)

第8条 市長の諮問に応じ、被表彰者の適正な審査を行うため、委員会を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第2条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和44年羽曳野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次の」を「別表に掲げる」に改め、同条の表を削る。

第3条中「附属機関について」を削り、「市長」を「当該執行機関の属する執行機関」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第2条関係)

1 市長の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
羽曳野市特別職報酬等審議会	特別職の報酬等の額についての調査、審議等に関する事項
羽曳野市総合基本計画	市の総合基本計画についての審議等に関する事項

審議会	
羽曳野市建設事業再評価委員会	市が実施する国土交通省所管補助建設事業についての審議等に関する事項
羽曳野市地域福祉推進委員会	市の福祉事業に係る計画についての審議等に関する事項
羽曳野市社会福祉法人設立認可等審査会	社会福祉法人の設立の認可等及び認可外保育園の運営等についての審査、審議等に関する事項
羽曳野市こども夢プラン推進委員会	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく市の計画の策定、推進、進捗状況等についての調査、審議等に関する事項
羽曳野市地域密着型サービス事業者選定委員会	地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行う事業者の公募基準の作成及び選定についての審査等に関する事項
羽曳野市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホーム入所措置等の要否の判定についての審査等に関する事項
羽曳野市予防接種健康被害事故調査委員会	市が実施した予防接種により発生した健康被害に関する医学的見地についての調査、審議等に関する事項
羽曳野市健康づくり推進協議会	市民に密着した総合的な健康づくりの推進についての審議等に関する事項
羽曳野市住居表示審議会	市の住居表示についての調査、審議等に関する事項
羽曳野市同和対策総合計画実施推進協議会	市の同和対策総合計画事業の実施についての審議等に関する事項
羽曳野市男女共同参画推進協議会	市の男女共同参画推進に係る計画及び男女共同参画社会の形成の推進についての審議等に関する事項
羽曳野市バリアフリー基本構想協議会	市のバリアフリー基本構想の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整等に関する事項

## 2 教育委員会の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
羽曳野市教育委員会評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての評価、審議等に関する事項
羽曳野市立幼小中学校園校区審議会	市立幼稚園、小学校及び中学校の新設又は移転若しくは通園学区域についての調査、審議等に関する事項
羽曳野市教科用図書選定委員会	市立小学校及び中学校において使用する教科用図書及びその採択についての調査研究、審議等に関する事項
羽曳野市子ども読書活動推進委員会	羽曳野市子ども読書活動推進計画の策定、進捗状況の検証及び効果的な推進についての審議等に関する事項

(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第3条 羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項を次のように改める。

3 市長等は、候補者の選定をしようとするときは、羽曳野市指定管理者選定等委員会(以下「委員会」という。)に諮問するものとする。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条に次の1項を加え、同条を第13条とする。

2 委員会の委員は、審査、審議等の過程において知り得た情報を他に漏らし、又は自己の目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第11条を第12条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(指定管理者選定等委員会)

第6条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者の行った指定管理業務の評価等についての審査、審議等を行うため、委員会を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(羽曳野市人権条例の一部改正)

第4条 羽曳野市人権条例(平成12年羽曳野市条例第34号)の一部を次のように改正す

る。

第 5 条の見出しを「(人権審議会)」に改め、同条第 1 項中「審議会」を「羽曳野市人権審議会(以下「審議会」という。)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(羽曳野市立児童館条例の一部改正)

第 5 条 羽曳野市立児童館条例(平成 9 年羽曳野市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(児童館運営委員会)

第 9 条 児童館の運営について審議するため、児童館に羽曳野市児童館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。